

ひとり親家庭等日常生活支援事業

ひとり親家庭の方に、急な残業の時など、身の回りの世話をを行う支援員を派遣します。

母子家庭、父子家庭又は寡婦の方が、急な残業や冠婚葬祭への参加等で、一時的に身の回りの世話（生活援助）や、児童を預ける（子育て支援）必要が生じた場合に「家庭生活支援員」を派遣し、わずかな自己負担（次頁の利用者負担表参照）で日常生活のお世話をを行います。

【対象家庭】

- 1 市内に住所を有する母子家庭の母、父子家庭の父又は寡婦であって、技能習得のための通学、就職活動等自立支援促進に必要な事由、疾病※1、出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭、失踪、残業、転勤、出張、学校等の公的行事の参加等社会通念上必要と認められる事由により、一時的に生活援助、保育サービスが必要な家庭及び生活環境等が激変し日常生活を営むのに、特に大きな支障が生じている家庭等が対象となります。

※1 児童の病気の場合は対象となりません。

【提供するサービスの種類及び内容】

- 1 生活援助は、家事、介護その他の日常生活の援助
- 2 子育て支援は、保育サービス及びこれに附帯する支援

【サービス提供の場所】

- 1 生活援助
サービスの提供を受ける方の自宅
- 2 子育て支援
 - ①家庭生活支援員の自宅
 - ②講習会等職業訓練を受講している場所
 - ③児童館、母子生活支援施設等ひとり親家庭等の利用しやすい適切な場所（子育て支援を受ける者の居宅を含む。）

※他の場所から上記の場所への移動に関して、家庭生活支援員の同行はできません。

【利用者負担表】

利用世帯の区分	利用者の負担額（1 時間あたり）	
	生活援助	子育て支援
生活保護世帯 市町村民税非課税世帯	0円	0円
児童扶養手当支給水準 世帯	150円	70円
上記以外の世帯	300円	150円

詳しくは、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ

一般社団法人 熊本市母子寡婦福祉連合会

熊本市東区錦ヶ丘 34-23 2 階

TEL 096-214-7333



家庭生活支援員に登録しませんか◆

事業で派遣する「家庭生活支援員」を募集しています。訪問介護員（ホームヘルパー）3 級以上の方、保育士の資格をお持ちの方は、熊本市母子寡婦福祉連合会までお尋ねください。